

## 観光圏内限定旅行業者代理業業務委託契約書（例）

旅行業者〇〇〇〇〇〇（以下「甲」という。）と観光圏内限定旅行業者代理業者〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲の旅行業務を乙に委託するにあたり、以下のとおり契約する。

### （委託）

第1条 甲は乙に対し、甲を代理して次条の業務を行うことを委託し、乙はこれを受託する。

### （委託業務の範囲）

第2条 甲が前条により乙に委託する業務（乙の営業所の存する観光圏の区域内において実施されるものに限る。以下「委託業務」という。）は以下のとおりとする。

#### （1）甲の行う募集型企画旅行に関する次の業務

- イ 旅行業法第12条の4に係る取引条件の旅行者への説明及び書面の交付
- ロ 旅行者との旅行契約の締結、変更又は解除
- ハ 旅行業法第12条の5に係る契約書面の交付
- ニ 旅行者に対する旅行代金の請求及び旅行代金の受領
- ホ 旅行者に対する取消料又は違約料の請求、受領及び旅行代金の払戻し

#### （2）甲の行う募集型企画旅行以外の企画旅行に関する次の業務

- イ 甲が作成した企画書面の交付
- ロ 旅行業法第12条の4に係る取引条件の旅行者への説明及び書面の交付
- ハ 旅行者との旅行契約の締結、変更又は解除
- ニ 旅行業法第12条の5に係る契約書面の交付
- ホ 旅行者に対する旅行代金の請求及び旅行代金の受領
- ヘ 旅行者に対する取消料又は違約料の請求、受領及び旅行代金の払戻し

（※所属旅行業者が受注型企画旅行に関する業務を委託しない場合、上記（2）の部分を削除し、次号以下を順次繰り上げる。）

#### （3）甲が取扱う手配旅行に関する第1号の業務

（※所属旅行業者が手配旅行に関する業務を委託しない場合、上記（3）の部分を削除し、次号以下を順次繰り上げる。）

（4）甲が旅行業法第14条の2の規定に基づき締結した他の旅行業者との募集型企画旅行取扱委託契約において、乙を受託旅行業者代理業者として定めた場合の当該他の旅行業者（以下「委託旅行業者」という。）の募集型企画旅行契約に関し、乙が当該委託

旅行業者を代理して行う第1号の「イ」から「ホ」までの業務

(※所属旅行業者が他社の募集型企画旅行に関する業務を委託しない場合、上記(4)の部分を削除し、次号以下を順次繰り上げる。)

(5) 前各号の業務に付随する甲が明示して委託した業務

(重複契約、名義利用等及び誤認行為の禁止)

第3条 乙は甲以外の旅行業者と旅行業者代理業業務を受託する契約を締結してはならない。

2 乙は、本契約に基づく観光圏内限定旅行業者代理業者の名義を他人に旅行業のため利用させるなど、いかなる方法をもってするかを問わず、本契約に基づく観光圏内限定旅行業者代理業を他人にその名において経営させてはならない。

3 乙は、その行う営業が旅行業であると誤認させ、又は甲を誤認させるような表示、広告(インターネットホームページ上で行うものを含む。以下において同じ。)その他の行為をしてはならない。

(代理業者の営業所)

第4条 委託業務を取扱う乙の営業所(以下「代理業者営業所」という。)の名称、所在地は、別表1に定めるとおりとする。

2 乙が代理業者営業所を新設、移転又は廃止する場合は、事前に甲に対してその旨を通知し、甲乙協議のうえ前項に定める別表1を改訂しなければならない。

3 乙は、代理業者営業所に所属する役員又は使用人以外の者に委託業務を取扱わせてはならない。

(通知義務)

第5条 甲又は乙は、次に掲げる事項について変更するときは、相手方に対し事前に文書をもって通知しなければならない。

- (1) 甲の旅行業の業務の範囲
- (2) 本社又は代理業者営業所の所在地
- (3) 商号又は屋号
- (4) 乙が法人である場合その役員の氏名

(標識、約款及び料金の掲示)

第6条 乙は、代理業者営業所に甲を所属旅行業者とする観光圏内限定旅行業者代理業者である旨記載した国土交通省令に定める様式の標識を、公衆に見やすいように掲示しなければならない。

2 乙は、代理業者営業所に委託旅行業務の範囲に応じた甲の旅行業約款及び委託旅行業

者の旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）を、旅行者に見やすいように掲示し又は旅行者が閲覧できるように備え置かなければならない。

**（※所属旅行業者が他社の募集型企画旅行に関する業務を委託しない場合、上記第2項の「及び委託旅行業者の旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）」の部分を削除する。）**

- 3 乙は、代理業者営業所に甲の旅行業務取扱料金表を、旅行者に見やすいように掲示しなければならない。
- 4 第1項の標識、及び第2項の旅行業約款及び第3項の旅行業務取扱料金表は甲が作成又は調達して貸与する。

（旅行業務取扱管理者）

第7条 乙は、代理業者営業所の観光圏内限定旅行業務取扱管理者に対し、国土交通省令に定める様式の証明書（以下「観光圏内限定旅行業務取扱管理者証」という。）を携帯させなければならない。

- 2 乙は、代理業者営業所の観光圏内限定旅行業務取扱管理者を選任又は解任するときは、甲に対し事前に文書により通知しなければならない。

（外務員）

第8条 乙はその役員又は使用人のうち、代理業者営業所以外の場所で委託業務を取扱う者（以下「外務員」という。）に対し、国土交通省令で定める様式の証明書（以下「外務員証」という。）を携帯させなければならない。

- 2 乙は、その役員又は使用人以外の者に外務員証を交付してはならない。
- 3 乙は、外務員証交付簿を作成し、適正に管理しなければならない。

（所属旅行業者の明示）

第9条 乙は委託業務に関し使用する以下の書面等に、甲が所属旅行業者である旨及び乙が甲の観光圏内限定旅行業者代理業者である旨を明示しなければならない。

- (1) 観光圏内限定旅行業務取扱管理者証及び外務員証
  - (2) 取引条件説明書面及び契約書面
  - (3) 看板その他の掲示物
  - (4) 委託業務に関して旅行者に交付する領収書
  - (5) 乙が行う委託業務に関する広告
  - (6) 前各号の他委託業務に関して旅行者に対して使用する名刺、便箋その他の事務帳票等
- 2 前項の書面等に記載する甲の名称は、乙の名称より大きな活字を用いて表記するなど、甲が所属旅行業者であることを明確に表記しなければならない。

(委託業務の責任)

第10条 乙が行う委託業務は、すべて甲の計算において行われるものとし、乙は自ら旅行条件、旅行代金を決定する等の行為を行ってはならない。

(販売用具類の貸与)

第11条 甲は乙に対し、委託業務の遂行のために、甲が必要と認めた販売マニュアル、販売手引書、料金表、その他の販売用具（以下「販売用具類」という。）を有償又は無償で貸与又は交付する。

(法令・販売マニュアル等の遵守)

第12条 乙は、委託業務を行うにあたり、旅行業法及びその他の関係法令並びに甲が乙に貸与する販売用具類の記載事項及び甲の指示を遵守するとともに、善良なる管理者の注意をもって委託業務を行わなければならない。

(機密保持)

第13条 甲又は乙は、本契約に基づく取り引きを通じて知り得た相手方の業務上の機密を相手方の同意なしに第三者に漏洩してはならない。

2 乙は、個人情報保護に関する法律に関する甲乙間の覚書を遵守しなければならない。

**(※上記覚書は、各社の方針に基づいて作成し交換すること。)**

(広告)

第14条 乙が委託業務に関して広告を行うときは、事前に甲に広告の内容について通知し、甲の承諾を得るものとする。

(直接取引及び直接決済の禁止)

第15条 乙は、委託業務に関し、次項に定める場合を除き、所属旅行者以外の旅行者、地上手配業者、運送機関、宿泊機関、その他旅行サービス提供機関（以下「旅行サービス提供機関等」という。）との間で、直接取引又は直接決済を行ってはならない。

2 甲が既に発券を確定させた特定の旅行サービスに係る券面等を受け取る行為及び以下のすべてに該当する場合に、乙が旅行サービス提供機関等との間で甲を代理して契約を締結する行為に限ってはこの限りではない。

(1) 甲と旅行サービス提供機関等との間で締結された契約書において取引範囲を定めて甲の旅行者代理業者が旅行サービス提供機関等との間で直接に取引をすることができる旨定められていること。

(2) 前号の契約書に定められた範囲において、甲と乙の間で乙が旅行サービス提供機関等と直接に取引をすることができる範囲及びその期間を定めた約定書が締結されてい

ること。

- 3 前項の規定は、いかなる場合においても、乙と旅行サービス提供機関等との間で直接の決済を含むものではない。

**(※甲は旅行サービス提供機関等との契約書に本条第2項第1号に基づいて観光圏内限定旅行者代理業者が直接に取引できる範囲を定めておかなければならない。)**

(領収書)

第16条 乙は甲の定めた様式により、甲の委託業務に使用する領収書を作成しなければならない。

- 2 乙は、委託業務に関し金銭を領収したときは、前項の領収書を発行し交付するものとする。
- 3 乙は、委託業務以外の業務に関し、第1項の領収書を使用してはならない。
- 4 乙は、第1項の領収書を善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、紛失、盗難、焼失等の事故が発生した場合は遅滞なくその事実及び内容を甲に報告し、甲の指示に従って必要な措置をとるものとする。

(財産の分離等)

第17条 乙は、甲の委託業務を行うことにより領収し又は支払う金銭を管理するための専用の口座を設けなければならない。

- 2 乙が委託契約を行うことにより領収し又は支払う金銭はすべて前項の口座に預け入れ又は前項の口座から払い出すものとし、委託業務以外に係る金銭を預け入れ又は払い出してはならない。
- 3 乙は、委託業務に係る金銭を他の勘定と明確に区分して計理するとともに、委託業務に係る収支明細書その他の関係諸記録を整理・保管しなければならない。

(代理業手数料)

第18条 甲は乙に対し、乙が取扱った委託業務について、別表に定めるところにより代理業手数料を支払う。

**(※上記別表は旅行者毎に適宜作成して下さい)**

- 2 乙は直接又は間接であるかを問わず、旅行者その他の取引関係先に対して、代理業手数料の全部又は一部を割戻し又はそれに相当する金品を給付してはならない。

(販売報告及び領収金の送金)

第19条 乙は毎月の委託業務の取扱い結果を甲の定める報告書により別表に定める期日までに報告しなければならない。

**(※上記別表は旅行者毎に適宜作成して下さい)**

- 2 乙は前項の報告書に基づいて、委託業務に係る旅行者からの領収金から前条の代理業手数料及び旅行者への払い戻し金を控除した額を所定の期日までに甲に送金しなければならない。

(苦情解決)

第20条 乙は、乙が取扱った委託業務に関し旅行者から契約、責任、補償、個人情報の取り扱い等に係る苦情が発生したときは、当該苦情の内容を把握したうえで、その内容を速やかに甲に連絡しなければならない。

- 2 甲は甲の責任において前項の苦情の解決にあたるが、乙はその解決のために甲に協力するものとする。

- 3 委託旅行業者が企画する旅行に関し、第1項の苦情が発生したときは甲と委託旅行業者との募集型企画旅行取扱委託契約に基づいて委託旅行業者が苦情の解決にあたるが、乙はその解決のために甲の指示の下で委託旅行業者に協力する。

(※所属旅行業者が他社の募集型企画旅行に関する業務を委託しない場合、上記第3項を削除する。)

(事故処理)

第21条 甲又は乙は、乙が取扱った旅行者の旅行中に不測の事故が発生したことを知ったときは直ちに相手方に連絡する。

- 2 前項の場合、甲は、甲の責任において事故に対処するが、乙は、その解決のため甲に協力する。

- 3 委託旅行業者が企画する旅行に関し、第1項の不測の事故が発生したときは甲と委託旅行業者との募集型企画旅行取扱契約に基づいて委託旅行業者が事故に対処するが、乙はその解決のために甲の指示の下で委託旅行業者に協力する。

(※所属旅行業者が他社の募集型企画旅行に関する業務を委託しない場合、上記第3項を削除する。)

(監査)

第22条 甲は毎年〇〇月と〇〇月及び甲が必要と認めたときに乙の営業所等に立ち入って委託業務に関し、以下の事項その他所要の事項を監督、監査するものとする。

- (1) 委託業務の取扱状況並びにこれに係る口座及び関係諸記録の内容
- (2) 第8条の外務員証の発行状況及び外務員証交付簿の作成状況
- (3) 第9条の所属旅行業者の明示の状況
- (4) 第16条の領収書の管理、発行状況
- (5) その他委託業務に関する諸記録の状況

- 2 乙は正当な理由なく、第1項の検査を拒んではならず甲から請求があったときは、前

項各号の事項の係る帳簿、帳票、書類、関係諸記録その他の甲が必要と認めるものを、閲覧等させなければならない。

(損害賠償)

第23条 甲又は乙のいずれかが、本契約の履行について故意又は過失により相手方に損害を与えた場合には、その損害を相互に賠償する。

2 甲は乙が取扱った委託業務に関して甲乙いずれかの故意又は過失により第三者に損害を与えた場合は、当該第三者にその損害を賠償する責を負う。ただし、当該損害が乙の責に帰すべき事由によるときは、甲は乙に対し、その責任の範囲内において求償することができる。

3 乙の旅行業務に起因して甲に損害が生じた場合は、乙が甲に対してその損害を賠償する。

(契約の期間)

第24条 本契約は、契約締結の日（乙が観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律第8条による観光圏整備実施計画の認定を受けた日）から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで有効とする。ただし、有効期間満了の〇〇日前までに甲乙いずれか一方から契約更新の申し込みがあった場合は、甲乙協議のうえその取扱いを決定する。

(契約の解除)

第25条 前条の規定にかかわらず甲又は乙は、〇〇日の予告期間において文書をもって相手方に通知することにより、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙がこの契約に定める義務の履行を怠った場合、及び甲又は乙に次の各号に掲げる事態のいずれかが生じた場合は、甲又は乙は相手方に催告することなく直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 差押え、仮差押え、仮処分、公売処分、租税滞納処分等を受け、又は会社整理、民事再生、会社更正手続きの開始、若しくは破産申し立てをしたとき、あるいは申し立てられたとき。

(2) 旅行業又は旅行業者代理業の営業停止、又は登録の取消処分を受けたとき。

(3) 事業の廃止、若しくは変更、又は解散の決議をしたとき。

(4) 自ら振出し、若しくは引受けた手形、又は小切手につき、不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき。

(5) その他甲又は乙の財産状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

(6) 乙が相当期間継続して委託業務を行わないとき。

(7) 乙が甲の信用を著しく傷つけたとき。

3 甲又は乙が前項の第1号から第4号までに定める事由に該当するときは、何らの通知催告を要せず、甲又は乙は一切の債務につき期限の利益を失う。

(契約の終了)

第26条 この契約が前2条により終了した場合、甲及び乙は、次の定めに従う。

- (1) 本契約に基づく乙の甲に対する既発生の手数料請求権を除く乙の一切の権利は、理由の如何を問わず即時消滅するものとする。
- (2) 乙は、甲に対して直ちに委託業務を引継ぐとともに、甲から預託、貸与若しくは供与されている販売用具、業務資料等を返還しなければならない。
- (3) 未精算勘定があるときは、相互に遅滞なくこれを精算しなければならない。
- (4) 乙は、乙の所有であるか否かを問わず、甲の委託業務を行っていることを示す文言、図形等のある看板、広告物等を撤去若しくは返還しなければならない。
- (5) 乙は、契約の終了にともない 旅行業務に係る事業を廃止し、又はその全部を譲渡したときは、旅行業法の定めにより、その日から30日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(付属約定書)

第27条 この契約を履行する際の細則については、別に定める付属約定書による。

**(※上記付属約定書は旅行業者毎に適宜作成して下さい)**

(契約に定めのない事項、改訂を要する事項等の取扱い)

第28条 この契約書に定めのない事項、改訂を要する事項等又はこの契約書に関して疑義が生じた場合の取扱いは、その都度甲乙協議のうえ決定し、書面にてこれを交すこととする。

以上の契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲：

乙：

別表1. 乙（観光圏内限定旅行者代理業者）の営業所

（例）観光圏内限定旅行者代理業者名	株式会社〇〇〇旅館
本社所在地	〇〇県〇〇市〇〇〇 〇丁目〇〇番地〇〇号
営業所	
名称	所在地
本社営業所	〇〇県〇〇市〇〇〇 〇丁目〇〇番地〇〇号
××営業所	〇〇県××市××× ×丁目××番地××号
計	〇〇箇所